

4 運営費（措置費）の運用について

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

（平成 16 年 3 月 12 日付 雇児発第 0312001 号・社援発第 0312001 号・老発第 0312001 号）

〔最終改正 平成 29 年 3 月 29 日〕

- 運営費（措置費）の弾力運用については、利用者支援等の施設の最低基準等の諸条件を十分に確保されている施設において、適正な施設運営に支障がない場合に限り認められるものですので、その趣旨を十分理解のうえ、施設の健全な運営に努めてください。
- 運営費の弾力運用は、次の要件を全て満たす場合に認められるが、（４）①又は②についてのみ要件が満たされない場合、事前に協議していただくことになります。
 - （１）「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付 雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号）〔最終改正 令和 2 年 9 月 13 日〕及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。
 - （２）「生活保護法に基づく保護施設に対する指導監査について」の一部改正について」（平成 24 年 3 月 26 日付 社援発 0326 第 3 号）など、関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。
 - （３）「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）〔最終改正 令和元年 5 月 7 日〕に基づく財産目録、貸借対照表及び収支計算書が公開されていること。
 - （４）利用者本位のサービス提供のため、毎年度、次の①又は②が実施されていること。
 - ① 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」の一部改正について」（平成 29 年 3 月 7 日付 雇児発 0307 第 1 号・社援発 0307 第 6 号・老発 0307 第 42 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者からのサービスに係る苦情内容及び解決結果を定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。
 - ② 「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成 30 年 3 月 26 日付 子発 0326 第 7 号、社援発 0326 第 7 号、老発第 0326 第 7 号 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。

項 目	協 議 先
人件費積立金、備品等購入積立金、修繕積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合	1 生活保護施設 生活支援部生活福祉課
前期末支払資金残高を取崩す場合	2 老人福祉施設 福祉部高齢介護課